

「国民保護に関する越谷市計画」新旧対照表

| 番号 | 新計画該当部分 | | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|----|---------|-----|-----|---------|-------------------|--|---|--|
| 1 | P.1 | 第1編 | 第2章 | 冒頭文 | 計画策定の背景・経緯 | 21世紀に入り、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。 | 第2次世界大戦から60年以上を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。 | 時点修正 |
| 2 | P.1 | 第1編 | 第2章 | 冒頭文 | 計画策定の背景・経緯 | そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「事態対処法」という。平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称)が、そして、平成16年6月には国民保護法などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。 | そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「武力攻撃事態対処法」という。)が、そして、平成16年6月には国民保護法などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。 | 平成27年9月に成立した平和安全法制整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更 |
| 3 | P.3 | 第1編 | 第3章 | 一つ目の○ | 計画策定に当たっての基本的な考え方 | ○要配慮者の保護 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の積極的な避難・救援対策を実施する。 | ○災害時要援護者の保護 高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者の積極的な避難・救援対策を実施する。 | 平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 |
| 4 | P.3 | 第1編 | 第3章 | 最後の○ | 計画策定に当たっての基本的な考え方 | ○外国人への国民保護措置の適用 市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。 | 新規 | 「都道府県国民保護モデル計画」(消防庁)との整合、東京オリンピック等を踏まえ外国人も保護対象であることの明確 |
| 5 | P.4 | 第1編 | 第4章 | 第2節1(1) | 人口動向等 | これまでの土地区画整理事業などの開発により、平成31年4月には人口が34万3383人となった。今後の計画期間においては、開発による緩やかな増加が一部地域で見込まれるものの、その他の地域では、横ばいか減少するものと予想される。 | これまでの動向と土地区画整理事業などの開発にかかわる増加を勘案して人口を推計すると、平成27年には人口が33万4600人となり、計画期間においては、開発による緩やかな増加が一部地域で見込まれるものの、その他の地域では、横ばいか減少するものと予想される。 | 時点修正 |
| 6 | P.4 | 第1編 | 第4章 | 第2節1(2) | 昼夜間人口比率 | 本市の昼夜間人口比率は、平成27年国勢調査によると87.3%となる。また、本市からの流出人口は98,285人で、そのうち東京都への通勤・通学者は49,037人(49.8%)である。 | 本市の昼夜間人口比率は、平成17年国勢調査によると83.8%となる。また、本市からの流出人口は97,436人で、そのうち東京都への通勤・通学者は53,519人(54.9%)である。 | 時点修正 |
| 7 | P.4 | 第1編 | 第4章 | 第2節2 | 公共交通 | 本市には、南北に東武スカイツリーラインが、東西にJR東日本の武蔵野線が運行している。バス輸送に関しては、市内には83系統(平成31年3月現在)のバスが運行している。 | 本市には、南北に東武鉄道伊勢崎線が、東西にJR東日本の武蔵野線が運行している。バス輸送に関しては、市内には6の乗合バス事業者が35路線68系統(平成22年4月1日現在)のバスを運行している。 | 時点修正 |
| 8 | P.4 | 第1編 | 第4章 | 第2節4 | 生活関連施設 | 消防法令に規定する数量以上の危険物を取り扱う施設は396箇所あり、いずれも市内全域に所在している。(令和元年12月1日現在) | 消防法上の危険物を取り扱う施設は460箇所あり、いずれも市内全域に所在している。(平成22年3月31日現在) | 時点修正 |

| 番号 | 新計画該当部分 | | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|----|---------|-----|-----|-------------|---------------|--|---|--|
| 9 | P.6 | 第1編 | 第5章 | 第1節(2) | 市が実施する主な措置 | ⑦ 消防活動の実施 | ⑦ 消防の実施 | 表現の適正化 |
| 10 | P.8 | 第1編 | 第5章 | 第1節 図 | 国民保護措置の仕組み | | | 国資料(国民保護措置の仕組み)との整合 |
| 11 | P.11 | 第1編 | 第5章 | 第7節 1 (3) ② | 弾道ミサイル攻撃の場合 | <p>② 留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、<u>県及び市町村は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u>NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが必要に応じて目張りなど、特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。</p> | <p>② 留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが必要に応じて目張りなど、特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。</p> | 基本指針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化 |
| 12 | P.13 | 第2編 | 第1章 | 第1節 | 通信の確保 | また、市は全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。 | また、市は全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。 | 現状に合せた表現の適正化 |
| 13 | P.14 | 第2編 | 第2章 | 第3節 | 職員の指定と伝達手段の整備 | なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話等の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて、伝達手段の整備を進める。 | なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話、防災行政無線の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて、伝達手段の整備を進める。 | 現状に合わせた表現の適正化(幹部等の情報伝達手段は、防災行政無線ではなく、携帯電話、衛星携帯電話に変更になっているため) |

| 番号 | 新計画該当部分 | | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|----|---------|-----|-----|--------------------------|---|---|---|------------------------------|
| 14 | P.14 | 第2編 | 第3章 | 1 | 警報の住民への周知 | 市は、 <u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)</u> と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、 <u>情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</u> | 市は、 <u>防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、ホームページ、携帯メールの活用、公共施設への掲示等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により、住民に周知する。</u> <u>また、公用車への広報装置(スピーカー)の設置に努め、きめ細かな広報を実施する。</u> | 県計画に合わせた修正 |
| 15 | P.14 | 第2編 | 第3章 | 2 | 警報の住民への周知 | 市は、 <u>防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、ホームページ、CityメールやSNSの活用、公共施設への掲示等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により、住民に周知する。また、公用車への広報装置(スピーカー)の設置に努め、きめ細かな広報を実施するとともに、防災行政無線の放送や、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努めるものとする。</u> | 市は、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努めるものとする。 | 県計画に合わせた修正 |
| 16 | P.15 | 第2編 | 第4章 | 第2節 1 | モデル避難実施要領の作成 | なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、都市部や山間部といった地域的特性、自ら避難することが困難な <u>要配慮者</u> の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。 | なお、「モデル避難実施要領」に定める基本的な事項は次のとおりとし、人口密集といった地域的特性、自ら避難することが困難な <u>災害時要援護者</u> の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。 | 平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 |
| 17 | P.16 | 第2編 | 第4章 | 第2節 2 (1)③ | モデル避難実施要領の作成 | ③ 避難住民の誘導にあたっては、避難誘導、移動中における食品等の配給、 <u>要配慮者</u> 等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。 | ③ 避難住民の誘導にあたっては、避難誘導、移動中における食品等の配給、 <u>災害時要援護者</u> 等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。 | 平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 |
| 18 | P.16 | 第2編 | 第4章 | 第2節 2 (2)① ア(ア) | 弾道ミサイル攻撃からの避難 | (ア) 直ちに <u>堅ろう</u> な建物や地下に逃げこむこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。 | (ア) 直ちに <u>堅牢</u> な建物や地下に逃げこむこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。 | 表現の統一 |
| 19 | P.17 | 第2編 | 第4章 | 第2節 2 (2)① イ(ア) | 弾道ミサイル攻撃からの避難 | (ア) 鉄筋コンクリートなどの <u>堅ろう</u> な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より <u>堅ろう</u> な建物や地下に避難する。 | (ア) 鉄筋コンクリートなどの <u>堅牢</u> な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より <u>堅牢</u> な建物や地下に避難する。 | 表現の統一 |
| 20 | P.20 | 第2編 | 第4章 | 第2節と 3節の 間の表 | 攻撃の特徴 航空攻撃からの避難 兆候がある場合 | ・ <u>避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</u> | ・ <u>着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。</u> | 県計画に合わせた修正 |
| 21 | P.20 | 第2編 | 第4章 | 第2節と 3節の 間の表 | 避難実施要領に盛り 込むべき内容 ゲリラや特殊部隊等 からの避難 | ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。 | ・ <u>ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。</u> ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。 | 県計画に合わせた修正 |
| 22 | P.21 | 第2編 | 第4章 | 第3節 2 | 避難人数の把握 | 22 <u>要配慮者</u> の把握 (2) 在宅の <u>要配慮者</u> 市は、在宅の <u>要配慮者</u> の状況や緊急連絡先の把握に努めるものとする。 | 2 <u>災害時要援護者</u> の把握 (2) 在宅の <u>災害時要援護者</u> 市は、在宅の <u>災害時要援護者</u> の状況や緊急連絡先の把握に努めるものとする。 | 平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 |

| 番号 | 新計画該当部分 | | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|----|---------|-----|-----|------------------------|-----------------------------|---|---|---|
| 23 | P.21 | 第2編 | 第4章 | 第5節 1 (1)② | 避難の指示の周知体制 | ② 市は、 <u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。</u> | ② 市は、 <u>地域におけるケーブルテレビ会社と避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努めるものとする。</u> | 現状に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため) |
| 24 | P.22 | 第2編 | 第4章 | 第5節 1 (2)及び ② | 災害時要援護者への周知方法 | (2) <u>要配慮者</u> への周知方法 ② 在宅の <u>要配慮者</u> への周知方法 市は、在宅の <u>要配慮者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。 | (2) <u>災害時要援護者</u> への周知方法 ② 在宅の <u>災害時要援護者</u> への周知方法 市は、在宅の <u>災害時要援護者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。 | 平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 |
| 25 | P.22 | 第2編 | 第4章 | 第5節 1 (4) | 情報通信機器の活用 | (4) <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u> 市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。</u> | (4) <u>情報通信機器の活用</u> 市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して <u>情報通信機器を活用した新たなシステムの整備に努めるものとする。</u> | 現状に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため) |
| 26 | P.23 | 第2編 | 第4章 | 第7節 1 | 避難施設の指定都 施設管理者との連絡 体制 | 1 避難施設の指定への協力 <u>県は避難施設の指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努める。なお、県は避難施設を指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を市町村に通知する。</u> <u>市は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力する。</u> 【避難施設の指定要件】 <u>(1)公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。</u> <u>(2)爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。</u> <u>(3)避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</u> <u>(4)物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。</u> <u>(5)危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。</u> <u>(6)車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。</u> | 1 避難施設の指定への協力 <u>市は、県の避難施設の指定に協力するとともに、施設管理者が当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出る時には、市を経由するものとする。</u> 【届出が必要な施設改築基準】 <u>当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更とする。</u> | 基本指針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化及び県計画に合わせた修正 |

| 番号 | 新計画該当部分 | | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|----|---------|-----|-----|----------------------|----------------------|---|--|--|
| 27 | P.24 | 第2編 | 第4章 | 第8節 1 | 避難のための交通手段の確保 | 1 交通手段選択の基本方針 避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については地域の特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。地域の特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。なお、 <u>要配慮者</u> の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、市の公用車等を使用できるものとする。 | 1 交通手段選択の基本方針 避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、 <u>原則禁止とし、特に、通常交通量が多く渋滞等が発生している地域は禁止とする。ただし、</u> 地域の特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。なお、 <u>災害時要援護者</u> の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、市の公用車等を使用できるものとする。 | 基本指針との整合(自家用車を利用した避難について基本指針の平仄と整合を図るため) 平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 |
| 28 | P.24 | 第2編 | 第4章 | 第8節 2 (4) | 交通手段の確保方法 | なお、使用できる車両は、 <u>要配慮者</u> の運送手段に優先的に利用する。 | なお、使用できる車両は、 <u>災害時要援護者</u> の運送手段に優先的に利用する。 | 平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 |
| 29 | P.24 | 第2編 | 第4章 | 第8節 2 (5) | 交通手段の確保方法 | <u>要配慮者</u> への配慮 | <u>災害時要援護者</u> への配慮 | 平成25年7月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 |
| 30 | P.25 | 第2編 | 第4章 | 第9節 1 (3) | 関係機関との調整等 | 候補路沿いは、火災・爆発等の危険性が <u>低い場所となるように</u> 配慮する。 | 候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が <u>高い場所がないように</u> 配慮する。 | 表現の適正化 |
| 31 | P.26 | 第2編 | 第4章 | 第13節 | 避難住民等に対する住宅の確保 | なお、その際には、高齢者や障がい者等の <u>要配慮者</u> 対策について配慮する。 | なお、その際には、高齢者や障がい者等の <u>災害時要援護者</u> 対策について配慮する。 | 平成25年8月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の |
| 32 | P.26 | 第2編 | 第5章 | 第1節 2 | 備蓄品の管理 | 備蓄品の品目及び数量等は、 <u>市民協働部</u> 危機管理課が全体を掌握しておくものとする。 | 備蓄品の品目及び数量等は、 <u>協働安全部</u> 危機管理課が全体を掌握しておくものとする。 | 時点修正 |
| 33 | P.30 | 第2編 | 第7章 | 第1節 1 (1) | 救急・救助体制の整備 | 武力攻撃災害発生時には、一つの消防機関では対処できないといった場合も考えられる。このため、救急・救助に関する近隣自治体との <u>相互応援体制を確保する。</u> | 武力攻撃災害発生時には、一つの消防機関では対処できないといった場合も考えられる。このため、救急・救助に関する近隣自治体との <u>相互応援体制について整備する。</u> | 表現の適正化 |
| 34 | P.30 | 第2編 | 第7章 | 第1節 2 (1) ① | 救護班の編成・出動手順の策定 | 市は、あらかじめ県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。 | 市は、あらかじめ県(<u>保健所</u>)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。 | 時点修正 |
| 35 | P.30 | 第2編 | 第7章 | 第1節 2 (2) | 医療救護所設置及び運営について | 市は、県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。 | 市は、県(<u>保健所</u>)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。 | 時点修正 |
| 36 | P.31 | 第2編 | 第7章 | 第3節 4 | 埋・火葬対策 | このため市は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定める「 <u>埼玉県広域火葬実施要領</u> 」に基づき、次の対策を講じるものとする。 <u>なお、柩等火葬資材の不足などの際は、必要に応じて協定先の葬祭業団体の協力を得るものとする。</u> <u>市は「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき埋・火葬対策を実施していくものとする。</u> | このため市は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定める「 <u>広域火葬計画</u> 」に基づき、次の対策を講じるものとする。 <u>(1) 遺体の搬送は、葬祭業者等と協議する。</u> <u>(2) 近隣市町村の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。</u> <u>(3) 市は、県と協力して墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。</u> | 現状に合せた表現の適正化 |
| 37 | P.33 | 第2編 | 第8章 | 第2節 | 放射性同位元素の所在、種類、量等の把握等 | このため市は、 <u>原子力規制庁</u> 、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努めるものとする。 | このため市は、 <u>経済産業省</u> 、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努めるものとする。 | 国の所管省庁の変更 |

| 番号 | 新計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|----|---------|-----|------|------------|--|---|---|------------------------------|
| 38 | P.33 | 第2編 | 第11章 | 冒頭文 | 訓練の実施等 | そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うように努めるものとする。 <u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、「実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。</u> なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。 | そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うように努めるものとする。 なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。 | 基本指針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化 |
| 39 | P.35 | 第2編 | 第11章 | 第2節2(2) | 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等における救助、避難誘導マニュアルの作成、訓 | 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <u>要配慮者</u> 、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。 | 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <u>災害時要援護者</u> 、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。 | 平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 |
| 40 | P.36 | 第2編 | 第12章 | 第2節(4) | 自主防災組織との協力関係の構築 | 助言・指導、 <u>先進団体の取組の紹介等</u> | 助言・指導等 | 現状に合わせた表現の適正化 |
| 41 | P.39 | 第3編 | 第1章 | 第2節1(1)②ウ | 越谷市国民保護対策本部等の組織等 | <u>学校教育部長</u> | <u>生涯学習部長</u> | 時点修正 |
| 42 | P.43 | 第3編 | 第2章 | 第1節2表 | 特殊標章等の交付 | 市の職員、越谷・松伏水道企業団の職員、 <u>越谷市消防団員</u> | 市の職員、越谷・松伏水道企業団の職員 | 実状に合わせた修正 |
| 43 | P.47 | 第3編 | 第2章 | 第2節(4)～(6) | 安全確保のための情報提供 | <u>(4) ホームページへの掲載</u> <u>(5) FAX(主に、聴覚障がい者に対して行う。)</u> <u>(6) CityメールおよびSNS</u> | 新規 | 実状に合わせた修正 |
| 44 | P.47 | 第3編 | 第2章 | 第2節(1)～(6) | 安全確保のための情報提供 | <u>第2節 安全確保のための情報提供</u> <u>市は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティア等の安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供するものとする。</u> <u>(1) 避難住民集会所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難施設、物資集積所における放送や掲示</u> <u>(2) 防災行政無線による伝達</u> <u>(3) 広報車による広報</u> <u>(4) ホームページへの掲載</u> <u>(5) FAX(主に、聴覚障がい者に対して行う。)</u> <u>(6) CityメールおよびSNS</u> | 第2節を<参考>赤十字標章等の下段に移動 | 県計画に合わせた修正 |
| 45 | P.47 | 第3編 | 第3章 | 第1節1(1)① | 勤務時間内 | ① 県からの警報の通知は、 <u>市民協働部</u> 危機管理課が受信する。 | ① 県からの警報の通知は、 <u>協働安全部</u> 危機管理課が受信する。 | 時点修正 |

| 番号 | 新計画該当部分 | | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|----|---------|-----|-----|-------------------------|----------------|---|--|------------------------------|
| 46 | P.47 | 第3編 | 第3章 | 第1節 1 (1)② | 勤務時間内 | ② <u>市民協働部</u> 危機管理課は、受信した旨を直ちに県(危機管理課)へ返信するとともに、直ちに市長まで報告する。 | ② <u>協働安全部</u> 危機管理課は、受信した旨を直ちに県(危機管理課)へ返信するとともに、直ちに市長まで報告する。 | 時点修正 |
| 47 | P.48 | 第3編 | 第3章 | 第1節 3 (1)⑧ | 市の住民等への伝達 | ⑧ <u>CityメールおよびSNS</u> | 新規 | 実状に合わせた修正 |
| 48 | P.50 | 第3編 | 第3章 | 第3節 1 (2)① (ク) | 避難実施要領の作成 | (ク) <u>要配慮者</u> への対応 | (ク) <u>災害時要援護者</u> への対応 | 平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 |
| 49 | P.50 | 第3編 | 第3章 | 第3節 1 (2)② | 避難実施要領の作成 | 市長は、第2編第4章第5節で定めた内容を、住民、 <u>要配慮者</u> 等に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。 | 市長は、第2編第4章第5節で定めた内容を、住民、 <u>災害時要援護者</u> 等に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。 | 平成25年7月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 |
| 50 | P.51 | 第3編 | 第3章 | 第4節 1 (2) | 運送手段の選択方法 | <u>要配慮者</u> の避難 市は、あらかじめ第2編第4章第8節で定めた方法により、 <u>要配慮者</u> の避難を実施する。 | <u>災害時要援護者</u> の避難 市は、あらかじめ第2編第4章第8節で定めた方法により、 <u>災害時要援護者</u> の避難を実施する。 | 平成25年8月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更 |
| 51 | P.52 | 第3編 | 第3章 | 第6節 2 | 交通規制の通知 | 市は、交通規制の状況について、 <u>市ホームページ</u> 、 <u>Cityメール</u> 、 <u>SNS</u> 、防災行政無線、広報車等を使用して住民等に周知する。 | 市は、交通規制の状況について、防災行政無線、広報車等を使用して住民等に周知する。 | 実状に合わせた修正 |
| 52 | P.53 | 第3編 | 第4章 | | 避難住民等の救援措置 | 救援の程度、方法については、「 <u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)</u> 」に定めるところによる。 | 救援の程度、方法については、「 <u>平成16年厚生労働省告示第343号</u> 」に定めるところによる。 | 県計画に合わせた修正 |
| 53 | P.55 | 第3編 | 第4章 | 3 (1) ① ウ | 応援の要請 | 一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、県内の <u>消防機関</u> や <u>緊急消防援助隊</u> の応援を求める。 | 一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、 <u>あらかじめ締結しておいた協定に基づき</u> 、県内の他の <u>消防機関</u> の応援を求める。 | 実状に合わせた修正 |
| 54 | P.61 | 第3編 | 第5章 | 第2節 4 (4) | NBC攻撃による汚染への対処 | ④ <u>対応時の留意事項</u> <u>具体的な攻撃は①核兵器等、②生物兵器、③化学兵器などが想定される。市は県と連携し、初期医療の実施や警戒区域の設定、立入制限の措置を行う。核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退城時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。</u> | 新規 | 基本指針の変更(H26.5)に伴う変更 |
| 55 | P.62 | 第3編 | 第5章 | 第5節 1 | 廃棄物対策の実施 | 市は、その特殊性に配慮しながら県の定めた「 <u>越谷市地域防災計画</u> 」及び「 <u>越谷市災害廃棄物処理計画</u> 」に準じて廃棄物対策を実施する。 | 市は、その特殊性に配慮しながら県の定めた「 <u>災害廃棄物処理計画指針</u> 」に基づき廃棄物対策を実施する。 | 現状に合せた表現の適正化 |

| 番号 | 新計画該当部分 | | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|----|---------|-----|-----|----------------------|-------------------|---|--|--------------|
| | | | | | | | | |
| 56 | P.62 | 第3編 | 第5章 | 第5節 2 | 廃棄物対策の実施 | 市は、し尿を衛生的に処理するため、 施設管理者と連携し 、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努めるものとする。 | 市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努めるものとする。 | 現状に合せた表現の適正化 |
| 57 | P.63 | 第3編 | 第6章 | 第2節 2 (2) ① | 安否情報の回答 | 市は、安否情報の照会があったときは、 本人確認書類 で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。 | 市は、安否情報の照会があったときは、 身分証明書 で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。 | 表現の適正化 |
| 58 | P.69 | 第5編 | 第4章 | 1 | 被災者の公的徴収金の減免等 | 市は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険 税 の減免等の措置を講ずる。 | 市は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険 料 の減免等の措置を講ずる。 | 実状に合わせた修正 |
| 59 | P.70 | 第6編 | 第1章 | | 想定する緊急対処事態とその対処措置 | 国は緊急対処事態として、 ①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃 の4つの事態を想定している。 | 国は緊急対処事態として4つの事態を想定している。 | 県計画に合わせた修正 |